

# 新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例

平成 19 年 10 月 17 日

新潟県条例第 65 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事(以下「中小企業者が供給する製品等」という。)に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営の安定及び向上を図り、もって地域産業の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「関係団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業者を支援する団体をいう。

## (基本理念)

第 3 条 中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

2 中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化は、中小企業者の経営の安定及び向上が雇用の機会の創出等地域産業の活性化及び県民生活の向上に寄与することについて、県民及び県内において事業活動を行う者(以下「県民等」という。)が理解を深めるとともに、県、関係団体及び県民等がそれぞれの立場から中小企業者の受注機会の増大に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行われなければならない。

3 この条例による中小企業者の受注機会の増大は、公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限するものであつてはならない。

## (県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 県は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、市町村と連携して取り組むものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上及び改善を図るよう努めるとともに、中小企業者が供給する製品等が良質かつ安全で安心なものとなるよう努めるものとする。

(関係団体の協力)

第6条 関係団体は、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第7条 県民は、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることが地域産業の活性化及び県民生活の向上に寄与するものであることについて理解を深め、物品の購入、役務の提供の申込み、工事の発注等に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(県内において事業活動を行う者の協力)

第8条 県内において事業活動を行う者は、その事業活動に伴い地域産業及び県民生活と深くかかわりを有していることを理解するとともに、この条例の趣旨を尊重し、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(情報の提供等)

第9条 県は、中小企業者が供給する製品等に対し県民等が関心を深め、かつ、親しみを増すことにより中小企業者の受注機会の増大が図られるよう、中小企業者が供給する製品等に関する県民等への情報の提供及び販路の開拓その他の施策を講ずるものとする。

(県からの受注機会の増大)

第10条 県は、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。